

円のチカラ12-04

単位型投信 内外 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】

(2012年3月21日)



商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
単位型	内外	債券	債券 一般 (高格付債)	年2回	グローバル (日本を含む)

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> **野村アセットマネジメント株式会社** [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成24年1月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:14兆0604億円(平成23年12月30日現在)

<受託会社> **株式会社りそな銀行** (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう円のチカラ12-04の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月5日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月21日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
 <受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保を目指して運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

内外の発行体(各国政府(日本を除きます。)、国際機関、金融機関、事業会社等)が発行する円建ての公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の国債にも投資する場合があります。

■投資方針

●ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、残存期間が当ファンドの残存信託期間よりも短い銘柄の中から、利回り水準や信用力等を考慮し、投資対象銘柄を選定します。

※設定当初のポートフォリオは、利回り水準等を勘案した結果、海外の発行体が発行する円建ての公社債(円建て外債)への投資が中心となることが想定されます。

・組入れた公社債は、原則として、各公社債の満期日まで持ち切ることが基本とします。ただし、換金への対応により組入れた公社債を売却する必要が生じた場合、組入れた公社債の発行体の信用力が低下したと判断した場合や債務不履行等が発生した場合等はこの限りではありません。

・投資する公社債は、取得時においてA格相当以上(格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)を有しているものとします。

・わが国の国債については、残存期間・格付に関わらず投資を行なえるものとします。

●公社債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

■主な投資制限

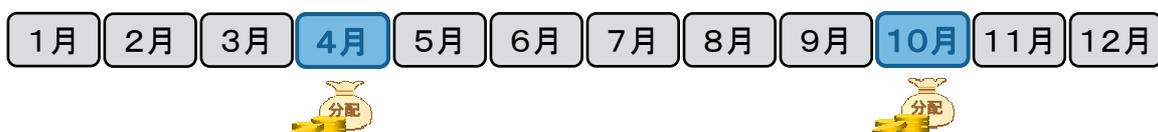
株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したものの等に限る。株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年4月および10月の27日※(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

※初回は平成24年10月29日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
換金にもなうリスク	当ファンドにおいて設定当初のポートフォリオの中心になると想定される海外の発行体が発行する円建ての公社債については、一般的な公社債に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、投資者の換金等により組入資産を売却する際、市場規模や市場動向等によっては、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額に与える影響が大きいものになる可能性があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2012年3月5日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	平成24年3月21日から平成24年4月12日まで
購入単位	1口以上で販売会社が定める単位とします。(当初元本1口=1円)
購入価額	1口あたり1円 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1万口単位、1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	換金については、午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
換金制限	原則、1日1件1億円を超える換金を行なえません。また、1日1件1億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	平成27年4月27日まで(平成24年4月13日設定)
繰上償還	受益権口数が設定時口数の10分の1または30億口を下回った場合は償還する場合があります。
決算日	原則、毎年4月および10月の27日(休業日の場合は翌営業日)。初回決算日は平成24年10月29日。
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資不可)
信託金の限度額	100億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>0.525% (税抜0.5%)</u> 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.5%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末、ファンドの一部解約時または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.5775% (税抜年0.55%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.26%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.26%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年0.5775% (税抜年0.55%)	配分 (税抜)	委託会社	年0.26%	販売会社	年0.26%	受託会社	年0.03%
信託報酬率		年0.5775% (税抜年0.55%)									
配分 (税抜)	委託会社	年0.26%									
	販売会社	年0.26%									
	受託会社	年0.03%									
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ファンドに関する租税、監査費用 等 										

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して10%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- * 上記は平成24年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
なお、平成25年1月1日以降は、10.147%となる予定です。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

